

「業務規程」の一部改正について

平成 26 年 12 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
第 2 章 本協会の業務 (正会員及び電子募集会員の法令等の遵守に係る業務) 第 2 条 本協会は、正会員及び電子募集会員が自己募集その他の取引等(定款第 3 条第 9 号に掲げる自己募集その他の取引等をいう。以下同じ。)を行うに当たり、金商法その他の法令並びに定款及び諸規則(これらに基づく細則、指針、決議等を含む。以下「法令等」という。)の規定を遵守させるため、指導、勧告その他の業務を行うものとする。 2 本協会は、正会員及び電子募集会員に対する監査を実施することにより、当該正会員及び電子募集会員の法令等の遵守状況の把握に努めるものとする。 3 本協会は、前項の規定に基づき実施した監査の結果、正会員及び電子募集会員の法令等の遵守状況が不適切であると認められる場合には、当該正会員及び電子募集会員に対して、「処分等に関する規則」(以下「処分等規則」という。)に定めるところにより、必要な指導、勧告を行うものとする。 4 本協会の正会員及び電子募集会員に対する監査の実施については、「監査規則」に定めるところによるものとする。 (正会員及び電子募集会員の業務の適正性確保に係る本協会の業務) 第 3 条 本協会は、正会員及び電子募集会員が行う自己募集その他の取引等に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化その他投資者の保護を図るため、必要な調査、指導、勧告その他の業務を行うものとする。 2 本協会は、正会員及び電子募集会員に対する	第 2 章 本協会の業務 (正会員の法令等の遵守に係る業務) 第 2 条 本協会は、正会員が自己募集その他の取引等(定款第 3 条第 7 号に掲げる自己募集その他の取引等をいう。以下同じ。)を行うに当たり、金商法その他の法令並びに定款及び諸規則(これらに基づく細則、指針、決議等を含む。以下「法令等」という。)の規定を遵守させるため、指導、勧告その他の業務を行うものとする。 2 本協会は、正会員に対する監査を実施することにより、正会員の法令等の遵守状況の把握に努めるものとする。 3 本協会は、前項の規定に基づき実施した監査の結果、正会員の法令等の遵守状況が不適切であると認められる場合には、当該正会員に対して、「正会員の処分等に関する規則」(以下「処分等規則」という。))に定めるところにより、必要な指導、勧告を行うものとする。 4 本協会の正会員に対する監査の実施については、「監査規則」に定めるところによるものとする。 (正会員の業務の適正性確保に係る本協会の業務) 第 3 条 本協会は、正会員が行う自己募集その他の取引等に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化その他投資者の保護を図るため、必要な調査、指導、勧告その他の業務を行うものとする。 2 本協会は、正会員に対する調査を実施するこ

新	旧
調査を実施することにより、当該正会員及び電子募集会員の業務運営状況の把握に努めるものとする。 3 前条第3項の規定は、前項に規定する正会員及び電子募集会員の業務運営状況の調査について準用する。 4 本協会が第2項に規定する正会員及び電子募集会員に対する調査を実施する場合においては、当該調査を前条第2項の監査とみなして、同条第4項の規定を適用する。 (正会員及び電子募集会員に対する調査、処分等) 第4条 本協会は、正会員及び電子募集会員の法令若しくは法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに営業及び財産の状況の調査を行うものとする。 2 本協会は、前項の規定に基づき正会員及び電子募集会員に対する調査を行った結果、当該正会員及び電子募集会員の法令等違反の事実を把握した場合には、定款及び処分等規則に定めるところにより、当該正会員及び電子募集会員に対し処分その他の必要な措置を講ずるものとする。 3 本協会が第1項に規定する正会員及び電子募集会員に対する調査を実施する場合においては、当該調査を第2条第2項の監査とみなして、同条第4項の規定を適用する。 (苦情の解決、あっせん) 第5条 本協会は、正会員及び電子募集会員が行う自己募集その他の取引等に対する投資者からの苦情の解決及び争いがある場合のあっせんに係る業務を行うものとする。 2 ～ 5 (現行どおり) (規則の制定、改正又は廃止) 第6条 本協会は、正会員及び電子募集会員が行う自己募集その他の取引等に係る取引の勧誘	とにより、正会員の業務運営状況の把握に努めるものとする。 3 前条第3項の規定は、前項に規定する正会員の業務運営状況の調査について準用する。 4 本協会が第2項に規定する正会員に対する調査を実施する場合においては、当該調査を前条第2項の監査とみなして、同条第4項の規定を適用する。 (正会員に対する調査、処分等) 第4条 本協会は、正会員の法令若しくは法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに営業及び財産の状況の調査を行うものとする。 2 本協会は、前項の規定に基づき正会員に対する調査を行った結果、当該正会員の法令等違反の事実を把握した場合には、定款及び処分等規則に定めるところにより、当該正会員に対し処分その他の必要な措置を講ずるものとする。 3 本協会が第1項に規定する正会員に対する調査を実施する場合においては、当該調査を第2条第2項の監査とみなして、同条第4項の規定を適用する。 (苦情の解決、あっせん) 第5条 本協会は、正会員が行う自己募集その他の取引等に対する投資者からの苦情の解決及び争いがある場合のあっせんに係る業務を行うものとする。 2 ～ 5 (省略) (規則の制定、改正又は廃止) 第6条 本協会は、正会員が行う自己募集その他の取引等に係る取引の勧誘の適正化に資する

新	旧
の適正化に資するための自主規制規則及び本協会の業務遂行のための協会運営規則その他の規則の制定、改正又は廃止を行うものとする。 2 (現行どおり) (投資者等への広報及び知識の普及、啓発) 第7条 本協会は、正会員及び電子募集会員が行う自己募集その他の取引等についての投資者等の理解を深めるため、新聞・雑誌への広告、ホームページ、各種出版物の刊行、各種統計資料の作成・公表等による広報活動を行い、その周知と知識の普及、啓発に努めるものとする。 (その他の業務) 第8条 本協会は、前各条(第1条を除く。)に規定するもののほか、正会員及び電子募集会員が行う自己募集その他の取引等の健全な発展と投資者の保護に資するため、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (現行どおり) (2) 正会員及び電子募集会員の役職員の試験、研修等 (3) (現行どおり) (4) 関係機関等との交流及び協力、正会員及び電子募集会員間の意見の交換及び連絡 (5) ・ (6) (現行どおり) 付 則 この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成26年法律第44号)附則第1条本文に規定する日から施行する。	ための自主規制規則及び本協会の業務遂行のための協会運営規則その他の規則の制定、改正又は廃止を行うものとする。 2 (省略) (投資者等への広報及び知識の普及、啓発) 第7条 本協会は、正会員が行う自己募集その他の取引等についての投資者等の理解を深めるため、新聞・雑誌への広告、ホームページ、各種出版物の刊行、各種統計資料の作成・公表等による広報活動を行い、その周知と知識の普及、啓発に努めるものとする。 (その他の業務) 第8条 本協会は、前各条(第1条を除く。)に規定するもののほか、正会員が行う自己募集その他の取引等の健全な発展と投資者の保護に資するため、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (省略) (2) 正会員の役職員の試験、研修等 (3) (省略) (4) 関係機関等との交流及び協力、正会員間の意見の交換及び連絡 (5) ・ (6) (省略)